

西東京市指名停止基準

第1 総則

この基準は、西東京市（以下「市」という。）が行う指名業者の選定に関し、不適当な有資格者を排除し、指名の公正と契約の確実な履行を確保するため、指名停止を行う場合の必要な事項について定める。

第2 工事事象等

市発注の工事等で自らの責めにより契約履行上における重大な事故を発生させた者の指名停止については、次のとおりとする。

(1) 公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆に被害を与え、社会的及び経済的に大きな損失を与えた場合

2月以上1年以内（標準期間7月）

(2) 公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆に被害を与えた場合

1月以上6月以内（標準期間3月）

(3) 従業員その他関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死傷者を出した場合

その事故の内容等により(1)及び(2)に準ずる。

2 市発注の契約以外の契約において事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に大きな損失を与えた場合は、前項2号に掲げる規定を準用する。

第3 契約履行成績不良等

契約履行に際し成績不良の者の指名停止については、次のとおりとする。

(1) 契約の履行に当たり工事等を粗雑にしたり、履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる者

1月以上1年以内（標準期間6月）

(2) 別に定める工事成績評定がE評定となり、事情聴取を行った結果、情状酌量すべき特別な事由がなく、成績不良であると認められる者

3月以上6月以内（標準期間4月）

(3) 自らの責により工期、納期等を遅延した者

ア 遅延が30日以内の場合 1月以内（標準期間2週間）

イ 遅延が1月を超え6月以内の場合 6月以内（標準期間3月）

ウ 遅延が6月を超え1年以内の場合 1年以内（標準期間6月）

第4 贈賄

市職員又は、市以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者の指名停止は、次のとおりとする。

(1) 有資格者（市長が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札に参加する資格

を有する者をいう。以下同じ。)である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が該当したとき

ア 市職員に対する贈賄 1年以上2年以内 (標準期間24月)

イ 市以外の職員に対する贈賄 6月以上1年以内 (標準期間9月)

(2) 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者(常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。)で(1)に掲げる者以外の者が該当したとき

ア 市職員に対する贈賄 9月以上2年以内 (標準期間24月)

イ 市以外の職員に対する贈賄 3月以上9月以内 (標準期間6月)

(3) (1)又は(2)に掲げる以外の者が該当したとき

ア 市職員に対する贈賄 6月以上1年以内 (標準期間9月)

イ 市以外の職員に対する贈賄 1月以上6月以内 (標準期間3月)

第5 独占禁止法違反

市との契約又は、市以外の公共機関との契約に関し「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」第3条又は第8条第1項第1号に違反した者の指名停止は、次のとおりとする。

ア 市との契約に関するもの 6月以上1年以内 (標準期間9月)

イ 市以外のもの 1月以上6月以内 (標準期間3月)

第6 その他の不正行為等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者

3年以内 (標準期間18月)

(2) 第2から第5又は前号に掲げる場合のほか、市に対する不正又は不誠実な行為をした者、又は違法行為等を行い社会的信用を著しく失ついた者、もしくは契約の相手方として不相当であると認められる行為をした者の指名停止については次のとおりとする。

1月以上1年以内 (標準期間6月)

第7 起算日

指名停止の起算日については、次のとおりとする。

(1) 第2、第3については、その該当する事実のあった日の翌日又は当該契約の履行完了の日の翌日から起算するものとする。

(2) 第4については、逮捕又は逮捕を経ないで起訴された日から起算するものとする。

(3) 第5については、その該当する事実を知った日から起算するものとする。

(4) 第6については、逮捕若しくは起訴された日又はその該当する事実を認定した日から起算するものとする。

第8 随意契約の相手方の制限

指名停止期間中の有資格者を相手方とする随意契約を締結してはならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

第9 緩和措置等

- (1) 指名停止期間中に当該指名停止の事案について当該有資格者が責めを負わないことが明らかになったとき、第2又は第3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき、もしくは情状酌量すべき特別な事由があると認められるときは、指名停止期間の短縮又は解除を行うことができる。
- (2) 指名停止期間中の資格者であっても、契約の内容等により特に必要と認められるときは、当該契約について指名停止の取扱いとしないことができる。

第10 手続き

この基準の運用については、西東京市指名業者選定委員会の審議を経て、市長が決定するものとする。

附 則

この基準は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年6月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年12月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年11月2日から施行する。